

佐賀県エリアデータ連携基盤利用ガイド

改訂履歴

日付	版数	変更内容
2026/3/31	1.0	初版公開

1 目的

本ガイドは、佐賀県および県内市町が佐賀県エリアデータ連携基盤を活用し、市町の業務負担を増やすことなく市民サービスの向上を図るため、具体的なデータ作成・連携のガイドラインを提供するものである。

2 エリアデータ連携基盤とは

エリアデータ連携基盤とは、地域の行政や交通などのサービスにデータを届けるために「地域のデータをつなぐシステム」であり、デジタル庁の WEB サイトでは、以下のように説明されている。

2. エリアデータ連携基盤とは

エリアデータ連携基盤は、地域のデータを集約し、行政手続や交通などの様々なサービスにデータを仲介するシステムです。

データ仲介機能の核として、オープンデータなどのデータアセットを活用し、様々なサービスに利活用します。また、各サービスが保有するデータをサービス間で連携し、効率的なデータ利活用を推進します。そのため、多くのサービスやデータアセットがつながることにより、エリアデータ連携基盤の真価を発揮します。

エリアデータ連携基盤の構築や導入においては、同じようなデータ連携機能に対し重複投資を避けるとともに、特定のサービスや事業者に縛られないオープンな仕様の担保が重要です。これによりエリアデータ連携基盤を活用したサービスの設計の自由度と個人に最適化されたサービスの実現が図られます。



出典：デジタル庁「エリアデータ連携基盤」

https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation/area-data-coordination-platform

2. 1 データ連携基盤のトレンド及び背景

デジタル庁は、構築・導入に際して以下の原則を重要視している。

- ・ 同じ機能への重複投資を避けること。
- ・ 特定のサービスや事業者に縛られない、オープンな仕様を担保すること。

これにより、サービス設計の自由度を高め、個人に最適化されたサービスの実現を図ることが可能となる。また、データ連携により自治体における以下の課題解決に対しても有効な手段となり得ると考えられる。

- ①業務負担の軽減
- ②市民サービスの向上と効率化
- ③データ標準化への対応

2. 2 佐賀県共同利用ビジョン

本ガイドラインは、「佐賀県におけるデータ連携基盤共同利用に関するビジョン」の下で、佐賀県および県内市町が共同でエリアデータ連携基盤を利活用する取り組みであり、その運用体制は利用自治体の業務負担軽減を最優先とするものとしている。

具体的には、佐賀県が自ら基盤を保有・構築するのではなく、外部のクラウドサービスとして利用する形式を採用している。

2. 3 対象とするデータ

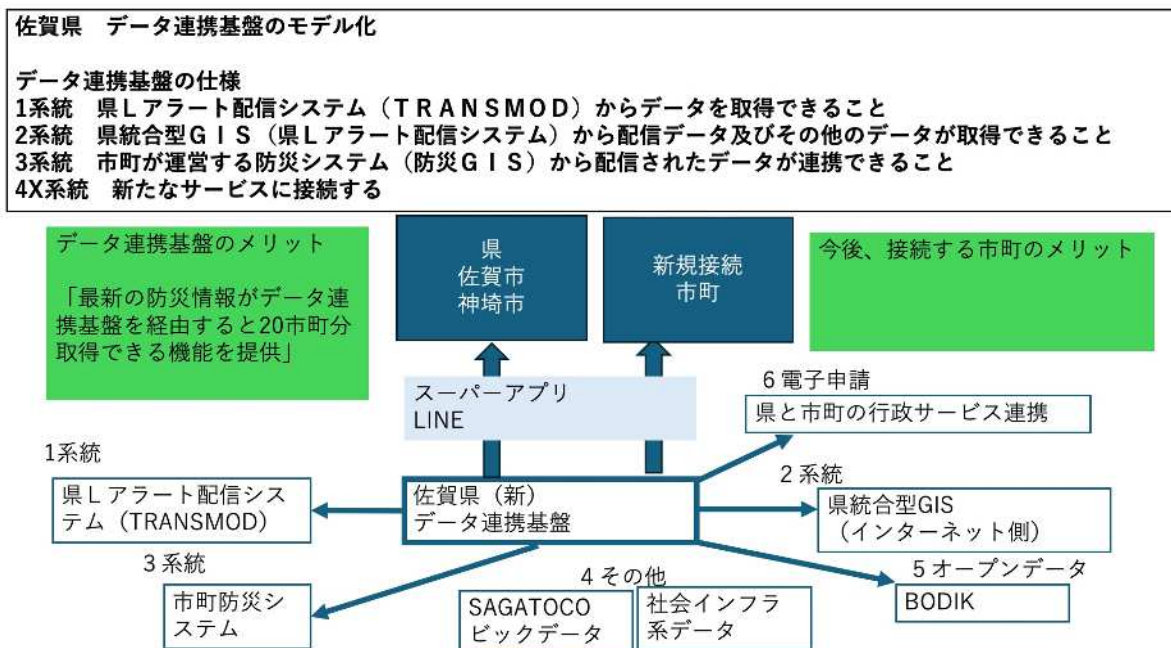
この基盤は、データを永続的に貯める場所ではなく、データの流通を整備する「交通整理」の役割に特化しており、常に最新の動的データ（非パーソナルデータ）のみを保持する設計である。

3 佐賀県エリアデータ連携基盤の特徴と現在の状況

本章では、佐賀県エリアデータ連携基盤がどのような仕組みで動いているのか、また参加にあたってのコストの考え方や、現在の県内での活用状況について概説する。

3. 1 システム全体構成図

データ連携基盤は、様々なシステムから提供されるデータを集約し、必要なサービスへとリアルタイムに配信する「交通整理」の役割を担っている。



インプット（データ提供元）

- ・ 県Lアラート配信システム
- ・ 県統合型 GIS
- ・ 市町防災システム
- ・ オープンデータ（BODIK）など

データ連携基盤（ハブ）

- ・ 佐賀県データ連携基盤（最新情報のみを中継）

アウトプット（データ提供先）

- ・ 市町スーパーアプリ
- ・ LINE 公式アカウント
- ・ 電子申請サービス
- ・ デジタルサイネージなど

3. 2 基盤のスペックと特徴

本基盤は、自治体の業務効率化と迅速な情報配信を目的とした仕様となっている。特徴は以下のとおり。

①動的データの流通に特化

- ・一度公開して終わりのデータではなく、避難所の開設状況や河川水位など、刻々と変化する「リアルタイムな動的データ」の流通を主目的としている。

②パーソナルデータは扱わない

- ・個人情報（マイナンバー等を含むパーソナルデータ）は本基盤の連携対象外であるため、セキュリティ面での過度な運用負担を抑えた設計となっている

③最新情報のみを保持

- ・データを長期間蓄積する倉庫（データウェアハウス）ではなく、常に最新の状況（コンテキスト情報）のみを保持・中継する仕組みを採用している

3. 3 コスト負担の考え方

本基盤の利用料は、一般的なクラウドサービスのような「使った分だけ課金（従量課金）」や「ユーザー数に応じたサブスクリプション」ではない。特徴は以下のとおり。

①定額の「費用按分（割り勘）」方式

- ・システム全体の年間運用費を、論理的なデータ空間（テナント）に分割してシェアする仕組みである。

②佐賀県の強力なサポート

- ・全体費用のうち、最大 1/2 を佐賀県が負担し、残りを参加する市町で按分する。
- ・システム全体を論理的に「マルチテナント（データ空間）」に分割しており、参加する自治体は最低 1 テナント分から費用を負担して基盤を利用する。

③参加市町（自治体）が増えるほど安くなる

- ・全体の運用費は定額であるため、将来的に県内の多くの市町がデータ連携の輪に加われば加わるほど、1 市町（自治体）あたりのランニングコストはさらに安価になっていく、相互扶助の仕組みとなっている。

3. 4 現在の状況と導入事例

現在、先行して以下の自治体・システムが接続されており、すでに活用が始まっている。

①佐賀県（Lアラート等の配信）

- ・県の防災統合型 GIS や Lアラートから、リアルタイムな避難所情報などが基盤へ連携されており、利用可能な状態となっている。

②佐賀市・神崎市（サービスでの活用）

- ・先行市町として、自市のスーパーアプリ等へ防災情報やイベント情報を連携させており、市民への迅速な情報発信を実現している。

【技術担当者・ベンダーの方へ】

実際に市町のシステム（防災 GIS やスーパーアプリなど）を本基盤へ接続するための具体的な手続きフロー、API 接続仕様（FIWARE NGSIv2）、および申請事項については、別途用意されているドキュメントを参照すること。（別途、佐賀県が提供）

4 データの取り扱いと共通の考え方

本章では、市町がデータ連携基盤へデータを提供するにあたり、どのような形式で、どのようなルールに従ってデータを作成・保存すべきか、その共通の考え方を示す。

4. 1 基本方針：国の標準データセットの活用

市町においてデータを保存・作成する際は、デジタル庁が定める「自治体標準オープンデータセット」の形式に従うことを基本方針として推奨する。佐賀県においても、この国標準に準拠した 31 のデータセットを「佐賀県標準」として定義している。

【参考リンク】 デジタル庁：自治体標準オープンデータセット

(https://www.digital.go.jp/resources/open_data/municipal-standard-data-set-test)

今後、何らかのデータを外部と連携したり、オープンデータとする場合には、積極的に準拠されたい。

4. 2 佐賀県エリアデータ連携基盤へ接続する際の指標

しかしながら、最初から既存システムの大規模な改修を行ったり、完璧なデータ形式への変更を強制したりすることは避ける方針である。まずは現場の負担が少ない「ライトな対応」から開始する。

①「あるがまま」からのスタート

- ・まずは現在保有しているシステムのデータ（CSV ファイル等）をそのまま出力し、オープンデータカタログサイト（BODIK 等）の所定の保存先へアップロードすることから始める。

②ライトな共通化（必須項目の対応）

- ・令和 7 年度末現在、佐賀市及び神崎市において、エリアデータ連携基盤を介したサービスが開始されているが、最初から作り込まず、最低限必要な項目（例：ID、名称、緯度・経度、ステータス等のフラグ）のみを整備する方針としている。また、佐賀県とも調整のうえ、カテゴリーについては国標準に合わせることをしている。

例：防災分野でのデータセット

- ・指定避難所
必須：名称、住所
任意：電話番号、開設状況、混雑状況

※ID は基盤側で採番しているが、以下の通り、本来は共通ルールのもとで管理されることが望ましい。

（参考）データ ID 管理の重要な考え方

段階的でライトな対応を許容する一方で、システム間連携において「データの ID 管理」だけは絶対に守らなければならない要件と考えている。ID が重複したり途中で変わったりすると、連携先のアプリやシステムで別の施設として誤認識されるなどの致命的なエラーにつながるため、以下の 3 つの原則を厳守することが望ましい。

① 「ID」の採番ルール（自治体コードの活用）

- ・各データセット内で重複がないよう、地方公共団体内において任意に一意の ID を採番する。
- ・佐賀県独自の ID 体系として、「全国地方公共団体コード（5 桁）」を先頭に付与した管理システムを推奨する。
- ・過去に使用された ID の使い回しは不可とする。

② 「ID」の継続使用ルール

- ・データセットの内容（例：利用時間など）に変更があった場合でも、管理対象の施設等が同一である限り、同じ ID を継続使用する。

③ データの廃止ルール

- ・対象となる施設やイベントがなくなった場合は、データセットから ID を含めて完全に削除する。
- ・削除された当該 ID は「欠番」として扱い、以降別のデータへの使い回しは行わない。

【データ作成担当者・ベンダーの方へ】

各データセットごとのより詳細なデータ定義、共通化すべき必須項目のマッピング、およびデータモデルの構造ルールなどの詳細な決め事については、別途用意されているドキュメントを参照すること。（別途、佐賀県が提供）

5 今後の展開と窓口（新たに使いたいとき）

本章では、佐賀県としての今後のデータ連携の展開イメージと、市町が新たにシステムを導入したい、あるいはデータを活用したいと考えた際の相談窓口・手続きのスキームを案内する。

5.1 今後の展開イメージ

データ連携の取り組みは、最初からすべての分野で一斉に完璧な標準化を目指すものではない。まずはニーズが高く効果が出やすい「防災データ（避難所情報など）」といった具体的な分野から連携を開始し、実運用を通してルールを整備していく方針である。

今後は、観光情報（イベント情報）や行政サービス（申請手続き情報）などへと対象分野を徐々に広げていく計画である。各課の市町連絡会議や研修・セミナー等の場を活用して、先行する市町の成功事例やベストプラクティスを共有し、県全体で段階的にデータ流通の輪を広げていく。

5.2 新規利用時の対応スキーム（無駄な改修コストを防ぐために）

市町において、「新たにデータを取得するシステムを導入したい」「市民向けアプリで県のデータを利用したい」といったニーズが発生した場合、以下のスキームに沿って進めることで、後戻りや無駄な改修コストを防ぐことができる。

①初期段階での県への相談

市町ごとに個別の連携手法を模索するのではなく、佐賀県が情報と相談を集約するハブ（窓口）となる。「こんなことをやりたい」という構想段階から、まずは気軽に県の窓口へ相談していただきたい。

②調達仕様書への「データ連携要件」の盛り込み（重要）

市町が新たにシステムを調達（入札等）する際、導入後にデータ連携のための追加開発費用が発生することを防ぐため、事前に「佐賀県エリアデータ連携基盤と接続できる仕様（API出力機能や、標準データセットへの準拠など）」を調達仕様書に盛り込むことを強く推奨する。

5.3 主な担当・お問い合わせ窓口

佐賀県エリアデータ連携基盤の利用や、新たなデータ連携に関するご相談は、以下の一元的な窓口で受け付けている。システムの新規接続から、データフォーマットの書き方に関する疑問まで、お気軽にお問い合わせいただきたい。

【問い合わせ先】

佐賀県政策部さが政策推進チーム デジタルイノベーション担当

Mail : digital-innovation@pref.saga.lg.jp